

令和2年5月22日
全国中小企業団体中央会

「事業再開枠」の補助対象経費について

新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言の解除に伴い、業種別ガイドラインに沿った中小・小規模事業者の事業再開を後押しするため、令和2年度補正予算・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の特別枠において、以下の感染防止対策費を対象とする「事業再開枠」の上乗せ措置を講じます。

なお、当該費用については、39県において緊急事態宣言が解除された令和2年5月14日以降に発生した経費まで遡及して対象とします。

また、以下の対象経費の内容については、今後作成される業種別ガイドラインの内容を踏まえ、随時更新します。

(感染防止対策費の具体的内容)

最終更新日：令和2年5月22日

費目	具体的内容
①消毒費用	消毒設備(除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等)の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費
②マスク費用	マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費
③清掃費用	清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費
④飛沫対策費用	アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費
⑤換気費用	換気設備(換気扇、空気洗浄機等)の購入費
⑥その他衛生管理費用	クリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費
⑦PR費用	ポスター・チラシの外注・印刷費(従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る)

※業種毎の感染拡大予防ガイドラインを元に作成

※上記に記載のない消耗品、備品等は補助対象外

以上